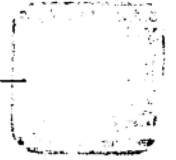


青子推第62号  
令和2年4月10日

在園児童の保護者 各位

青梅市長 浜 中 啓



新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言の発令に伴う登園  
自粛等について（通知）

日頃より、本市の保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

また、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として登園自粛の御協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。

標記の件につきまして、国の緊急事態宣言および東京都の緊急事態措置にもとづき、下記のとおり、登園自粛のお願いと保育園の取扱いの変更についてお知らせいたします。

なお、この取扱いは、令和2年4月11日（土）から5月2日（土）までの間とします。

また、本通知の内容は現時点のものであり、状況の変化により、今後変更する可能性があることを予め御承知おきください。

記

1 保育園の登園自粛について

国の緊急事態宣言および東京都の緊急事態措置が発表されたことを踏まえ、新型コロナウイルスの感染を最大限予防するため、登園につきましては原則自粛といたします。

2 登園できる園児（世帯）について

次に該当する方で、園児を他に預ける先がない場合は、登園可能といたします。

なお、登園に当たり、各保護者の就労状況等に合わせた登園日および退園時間を徹底していただくようお願いいたします。

（例）就労日が月、水、金で、勤務時間が午前9時から午後1時までの場合

火、木、土は登園を自粛し、月、水、金は午後2時に退園する。

- (1) 保護者全員が、社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しており、仕事を休むことが困難な方。(別紙参照)
- (2) (1)以外の職業に従事しており、勤務命令により仕事に従事する方。(要勤務証明提出)
- (3) 妊産婦および疾病等により、通院、入院を必要とする方。なお、その際は個別に園へ御相談ください。

### 3 保育等の提供の縮小について

#### (1) 保育時間について

保育終了時間を原則午後6時までとします。

なお、勤務等の事情で保育終了時間内の迎えが困難な場合は、園に御相談ください。

#### (2) 土曜日の保育について

上記2に該当する児童(世帯)のみ登園可能とします。

なお、各保護者の就労状況等に合わせた登園日および退園時間を徹底していただくようお願いいたします。

#### (3) 一時預かりについて

原則、一時預かりは行いません。

### 4 保育料の減額について

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として登園を自粛いただいた園児について、保育料の日割り計算による減額を行います。

#### (1) 対象園児

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として登園を自粛いただいた園児(0歳から2歳児クラス)

#### (2) 対象期間

令和2年4月1日(水)から5月2日(土)

#### (3) 保育料の還付等

ア 4、5月分の保育料は、一旦全額お支払いいただきます。

イ 対象者には、6月以降に還付等を行います。

#### (4) その他

手続等については、3月分と同様の方法を予定しております。

なお、詳細につきましては、後日、園より御連絡いたします。

### 5 保護者の皆様へのお願い

保護者の皆様におかれましては、日頃から新型コロナウイルスの感染

拡大防止対策に御協力をいただいているところですが、お預かりするお子様の安全と、保育園が継続的かつ安定的に開園し保育を行っていくために、改めまして次の点について御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 保育園では、室内換気や手洗いうがい等を徹底し、お子様の安全確保に最大限の注意を払っております。新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性がある病気です。その旨を、保護者の方も十分御理解をいただいた上で登園させてください。
- (2) お子様の熱が37.5度以上の場合は、保育園をお休みさせていただきます。
- (3) 病後の登園は、熱が下がってから24時間以上経過した後としてください。
- (4) 本人および同居親族の体調が優れない場合（発熱、強い倦怠感、味覚異常、いつもとは異なる咳等）も、保育園をお休みさせていただきます。
- (5) 保育園で感染者（園児、職員）が一人でも出た場合は、保健所の指導に従い消毒等を行うため一定期間閉園となります。  
また、濃厚接触者は、2週間程度隔離されることがありますので、感染拡大防止に御協力をお願いいたします。
- (6) 東京都の緊急事態措置において、感染症の拡大防止に万全の対策を講じることが要請されております。そのことから、園内の保育環境を保つため、保護者等の園舎への入室を制限いたします。
- (7) 国の非常事態宣言が発令されたことに伴い、保護者の皆様におかれましても、御自身とお子様に直接かかわる問題と深く捉えていただき、保育園の安定的な運営を図るため、不要不急の外出等は慎んでいただきますよう御協力をお願いいたします。

以 上

<問合せ先>

青梅市子ども家庭部子育て推進課

22-1111（代表）

（内線）保育・幼稚園係 2146、2147

施設給付係 2145

## 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局等
生活必需品買取売場施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需品売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、郵便局、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

※ 「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえ整理  
 ※ 適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

要勤務証明書

記入例

氏名 青梅 はなこ (保護者の氏名)

上記の者は、

**4月13日～5月2日の毎週月、水、金 (勤務を要する日)**

が勤務日に相違ありません。

勤務日を具体的に書いてください。

(例) ・ 4 / 15、17、20～22、27、28、5 / 1

・ 4 / 20～5 / 1 の平日、月～金

・ 毎週木、金 等

令和2年 **4** 月 **13** 日

事業所名 青梅ゆめうめスーパー

職名 店長

氏名 夢 梅子  印

勤務先(勤務場所)の  
管理者の方  
に書いて  
もらって  
ください。

印は社印、私印  
どちら  
でも可。

要勤務証明書

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は、

が勤務日に相違ありません。

令和2年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印